

入船地区学校統合懇談会設置要綱

(設置)

第1条 市立入船北小学校及び市立入船南小学校の統合を進めるに当たり、保護者その他学校関係者等から広く意見を聴くため、入船地区学校統合懇談会（以下「懇談会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市立入船北小学校及び市立入船南小学校の統合（以下「学校統合」という。）に係る実施計画に関して意見を述べること。
- (2) 学校統合に関する諸課題に関して意見を述べること。

2 前項に掲げるもののほか、懇談会は、学校統合に関して、教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 懇談会は、会長・副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長・副会長は、委員の互選により定める。
- 3 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

(職務権限)

第4条 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長もしくはあらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(学校統合アドバイザー)

第5条 懇談会に学校統合アドバイザーを置く。学校統合アドバイザーは、懇談会において次の役割を担う。

- (1) 学校関係者や保護者代表、地域住民代表への説明の際に第三者的立場からの指導・助言をする。

(会議)

第6条 会長は、懇談会の会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、懇談会において必要があると認めるときは、学校統合アドバイザー等委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は学校統合アドバイザー等委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育総務部教育政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条第3項）

入船北小学校長

入船南小学校長

入船中学校長

入船北小学校PTA代表

入船南小学校PTA代表

入船中学校PTA代表

入船北小学校学校関係者代表

入船南小学校学校関係者代表

入船中学校学校関係者代表

教育総務部長

教育総務部参事

教育総務部次長